

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から56年1月まで

私は、年金受給権が発生した時に妻と一緒にA社会保険事務所（当時）に行って年金の納付記録を確認したところ、妻の国民年金保険料が納付済みとなっているのに私のは未加入になっていた。妻が、私の保険料を納付してくれたはずで、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和55年4月から56年1月までの期間について、申立人は、その妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から55年5月頃払い出されたと推認され、その時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号が付番されており、当該基礎年金番号に係るオンライン記録では、申立人は、国民年金の加入歴は無いものとされているが、当委員会が調査した結果、社会保険事務所（当時）において、申立人と氏名、生年月日及び住所が一致する国民年金手帳記号番号*が払い出されていることが判明し、当該記録は、申立人のものとして統合されていないが、申立人の国民年金手帳記号番号であると認められることから、当該記号番号は、行政機関側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人が10か月と短期間である当該期間の国民年金保険料

を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間のうち昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間について、その妻は、申立人の国民年金の加入手続を行った時に当該期間の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているが、申立人は、申立て当初は、その妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、二人の保険料を一緒に納付したとしてその妻の納付済み期間を申し立てたものを、申立人が会社に勤めた 56 年 1 月までの期間に変更し、保険料をまとめて納付したとするなど、納付状況が曖昧である上、当該期間の保険料を特例納付により納付した記憶は無いとしている。

また、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間のうち昭和 47 年 12 月から 53 年 3 月までの期間について、申立人が国民年金の加入手続を行った 55 年 5 月頃の時点では、申立期間のうち 47 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 56 年頃 A 市（現在は、B 市 C 区）で未納分の国民年金保険料について、遡って納付できる分の納付書を受け取り、同市役所で保険料を納付した。平成 15 年頃保険料の内容が気になり市役所の窓口で確認したが、窓口の女性職員が「60 歳までに 25 年は満たすから大丈夫。」と言って納付記録を確認してくれなかった。今回、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした時に遡って国民年金保険料を納付できる納付書を発行してもらい、保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立人の申述のとおり昭和 56 年 3 月頃払い出されたと推認され、その時点で、申立期間は過年度納付及び現年度納付により保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料月額 3,000 円強を納付したと主張しているところ、申立期間の実際の保険料月額は、3,300 円及び 3,770 円であるなど、申立人の主張する額におおむね一致し、申立人の主張に信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以降約 29 年間にわたって国民年金保険料の未納期間が無く、前納期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、24 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納

付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、57 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 10 月から 62 年 12 月まで

申立期間①、②及び③について、私が昭和 44 年 5 月に結婚して住んだ A 町では、住所地に「B 区の C 組」と呼ばれる納税組合があり、その納税組合に加入して税金や国民年金保険料を納付していた。集金人は納税組合の組合長が行っていたが、組合長は 1 年ごとの輪番制になっており、私も集金を行ったことがある。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、A 町の「B 区の C 組」と呼ばれる納税組合を通して国民年金保険料を納付したとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 44 年 5 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間①、②及び③は保険料を納付できる期間である上、A 町は、平成 6 年まで納税組合において国民年金保険料の徴収を行っていたとしている。

さらに、申立期間①及び②の前後の期間は納付済み、申立期間③の直前の期間は納付済みとなっている上、申立人が申立期間①、②及び③の 12 か月、21 か月、15 か月のそれぞれ短期間及び比較的短期間の国民年金保

険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 62 年 12 月まで

私は、会社を退職後、20 歳になった昭和 59 年*月頃、自分で A 町役場に行き、国民年金の加入手続を行った。当時、専門学校の学生だったため、町役場へ保険料免除の申請を行ったが、支払能力があるとのことで免除してもらえず、親からお金を借りて、保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月までの期間について、申立人は、自分で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、63 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、61 年 4 月から 62 年 12 月までの期間は、保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、平成 2 年 3 月及び 3 年 5 月に、それぞれ、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 3 年 3 月の保険料を過年度納付していることから、国民年金の加入手続を行った時点で昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月までの保険料を過年度納付した可能性を否定できない上、申立人が 21 か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を除くほかの期間の国民年金の保険料は納付済みである上、申立人が当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人は、前記 1 と同様に国民年金の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり 63 年 5 月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月から61年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、私の母が、実家のA市で納付してくれたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家のA市にいるときに、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料については、その母が納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年11月頃に払い出されたと推認される上、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人の被保険者資格の取得の受付年月日は「61. 11. -7」と記載されていることから、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人の姉は、「妹は、結婚するまでの間実家におり、実家は生活に困っていたわけではなく、納付書が届けば、母の性格なら納付しないことは無い。」としている。

さらに、申立人と同時期に手帳記号番号が払い出された被保険者の中には、昭和60年度の保険料を過年度納付している者が散見されることから、申立人が加入手続を行った当時、過年度分の保険料についても納付書の送付等の納付勧奨が行われていた可能性も考えられ、前述の姉の証言を踏まえると、申立人の母が12か月と短期間である申立期間の保険料を納付で

きなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から 63 年 8 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間①について、20 歳を数年過ぎた頃、A 市役所から通知が送られてきたが、収入が無く国民年金保険料を納付できなかったため、国民年金の加入手続と併せて免除申請を行った。その後も免除申請を行っており、申立期間①が免除となっていないことに納得できない。

申立期間②について、昭和 63 年頃、B 市に転居し、結婚前から夫と暮らしていた。保険料は私が毎月郵便局に二人分を納付していたので申立期間②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月郵便局で納付していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人と一緒に保険料を納付したとするその夫は昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの期間は保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 60 年 12 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、その夫が保険料を納付していた 63 年 9 月から平成元年 3 月までの期間は保険料納付が可能な期間であり、申立人が 7 か月と短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間②のうち、平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間についても、申立人は、上記のとおり、夫婦で保険料を納付したと申し立て

ているが、オンライン記録によると、申立人と一緒に保険料を納付したとするその夫も元年4月から2年3月までの保険料は未納となっている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、申立期間②のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間①について、申立人は、20歳を数年過ぎた頃、A市役所から通知が送られてきたが、収入が無く国民年金保険料を納付できなかったため、国民年金の加入手続と併せて免除申請を行い、その後も免除申請を行っていたとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び免除申請についての記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立期間は109か月と長期間であり、このように長期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり昭和60年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、20歳に遡って免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の免除申請を行ったことを示す関連資料（申立人が申立期間について、免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことが確認できる資料）は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月及び同年 2 月
② 昭和 54 年 7 月から平成 9 年 8 月まで

申立期間①について、昭和 47 年頃会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月同市役所で保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間②について、昭和 54 年に会社を退職後、B 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は納付書で郵便局や銀行で納付していた。当時の年金手帳や領収書は無くなっているが保険料を納付していたはずである。申立期間②が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和 47 年頃会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月同市役所で保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は保険料納付が可能な期間であり、申立人が 2 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立人は、申立期間②については、昭和 54 年に会社を退職後、B 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は納付書で郵便局や銀行で納付していたと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、前述のとおり、昭和 47 年 8 月頃に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出され、オンライン記録によると、申立人は同年同月 10 日に国民年金の被保険者資格を取得しているものの、51 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該手帳記号番号が平成 22 年 6 月 15 日に基礎年金番号と統合されるまでの間、資格喪失後に当該手帳記号番号により被保険者資格を再取得した形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間であったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間は 218 か月と長期間であり、これほどの長期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとは考え難い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで
私の国民年金については、私の父が加入手続及び保険料納付をして
くれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続や保険料納付を行っていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和51年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、その父が18か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間を除いて保険料を全て納付している上、国民年金の種別変更手続を適切に行っており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 10 日から 29 年 8 月 12 日まで
② 昭和 30 年 1 月 12 日から 33 年 6 月 21 日まで

現在、A株式会社及びB株式会社C工場（現在は、株式会社D）での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は脱退手当金を請求したことも受け取ったという記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前の被保険者期間（E）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立期間①、②及びEにおける被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、未請求となっている被保険者期間は、入退職の経緯などを具体的に記憶していることから、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から31年5月1日まで
年金事務所からの連絡で、昭和32年1月16日に脱退手当金を支給された記録になっていることを知ったが、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、脱退手当金をもらった記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は、オンライン記録では昭和32年1月16日に支給決定された記録となっているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の脱退手当金の支給年月日欄には32年12月16日との記載が確認できる上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び旧台帳の氏名は、旧姓のままであることが確認できることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、31年7月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の旧台帳に記載された脱退手当金の支給年月日は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年5月1日か

ら約1年7か月後であることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月28日から同年8月26日まで
② 昭和34年10月3日から同年11月25日まで
③ 昭和34年4月1日から同年10月3日まで
④ 昭和35年7月1日から38年4月10日まで
⑤ 昭和38年9月26日から40年9月16日まで

申立期間①について、厚生年金保険被保険者としての記録が無いが、昭和30年3月26日にA株式会社に入社し、33年10月11日まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、厚生年金保険被保険者としての記録が無いが、B地のC学校を卒業した同僚3人と一緒に昭和34年4月1日に株式会社D（現在は、E株式会社）に入社し、35年3月30日まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③、④及び⑤について、年金事務所の記録では昭和40年11月24日に脱退手当金を支給されたことになっているが、Fを辞める時、脱退手当金の説明を受けたことも無いし、もらった記憶も無いので申立てをした。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間③、④及び⑤に係る脱退手当金について、脱退手当金を請求する場合、本来過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をそ

の計算の基礎とするものであるところ、申立期間③より前の2回の被保険者期間、申立期間④より前の被保険者期間、及び申立期間⑤より前の被保険者期間についてその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人がこれら4回の被保険者期間の全てを失念するとは考え難い。

また、上記未請求となっている期間のうち申立期間④より前の期間及び申立期間⑤より前の期間については、申立期間③、④及び⑤の期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、Fにおいて申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から前後2年以内に同資格を喪失した女性のうち、同僚照会において回答のあった6人中4人は代理請求について「行っていない。」と述べており、事業主による代理請求はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人はA株式会社に継続して勤務していたと申し立てている一方、時期は不明なものの、従業員が集められて「ちょっと休んでくれ。」と言われたことがあったと申述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和33年6月28日に被保険者資格を有していることが認められる27人のうち、17人が申立人と同日に被保険者資格を喪失し、当該17人のうち申立人を含め6人が同年8月26日に再び当該資格を取得していることが確認できるとともに、複数の同僚が「当時、景気が悪くなり今でいうリストラがあった。」と述べていることから、A株式会社においては、申立期間当時、景気の悪化に伴う一部従業員の一部帰休（又は一時解雇）が行われ、当該期間、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していたものと考えられる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した者はおらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②について、申立人と同時に入社し、同じ寮に住んでいた同僚の供述により、申立人が申立期間当時、株式会社Dに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E株式会社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書並びに資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人が昭和34年10月3日に健康保険及び厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同時に健康保険証が返納されたことが記録されているとともに、同年11月25日に当該資格を再び取得し、同時に新たな健康保険証番号を取得していることが確認できる。

また、株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が昭和34年10月3日に健康保険厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月25日に当該資格を再取得していることが確認できるとともに、当該被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失してから再び取得するまでの間に、健康保険証の番号の欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 4 日から 36 年 12 月 23 日まで
平成 20 年頃に年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。最終事業所である A 株式会社を結婚するために昭和 36 年 12 月 22 日に退職し、翌年の 1 月 * 日に式を挙げてすぐに夫の赴任先である B 市に転居した。このため C 地の地元にはいなかった。しかも脱退手当金が支給されたとする 37 年 11 月 27 日は、出産直後であり、脱退手当金を受け取るのは不可能だ。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 株式会社の申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和 37 年 11 月 27 日に支給決定されたことになっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年 1 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格を喪失した昭和 36 年 12 月 23 日の前後 2 年以内で脱退手当金の受給資格がある同僚の女性で資格を喪失した者が 5 人おり、そのうち同社が解散した以降に脱退手当金を受給した 1 人を除き 2 人（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録があるが、資格喪失日から支給決定日までには申立人が 11 か月、ほかの同僚女性が 1 年となっていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え

難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 2 月 21 日まで

A 株式会社に勤務していたときの厚生年金保険被保険者記録において、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額（約 53 万円）と大きく相違しているので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 53 万円と記録されていたところ、申立人の資格喪失日（平成 11 年 2 月 21 日）の後の平成 11 年 3 月 26 日付けで、8 年 10 月に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられており、複数の同僚も申立人同様に引き下げられていることが確認できる。

また、元取締役の一人は、当時の A 株式会社は経営が厳しく、給与の遅配も発生していた上、保険料の滞納があったとしているところ、社会保険事務所の不納欠損決議書によると、同社は平成 16 年 2 月 25 日に厚生年金保険料滞納に伴う延滞金の不納欠損処理が行われており、申立期間当時、保険料の滞納があったことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A 株式会社の取締役であったが、平成 11 年 1 月 * 日に取締役を辞任しており、当該遡及訂正処理日には取締役ではなかったことが商業登記簿謄本から確認できる上、複数の取締役は「申立人は取締役の B 部長で、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関わっていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的理由は無

く、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年2月から同年9月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から9年2月1日まで

平成6年2月1日から9年2月1日までのねんきん定期便に記録されているA所時代の標準報酬月額と保管してあった給与明細書の額に差がありすぎる。給与明細書の金額は、20万円から23万円であるのに、標準報酬月額の記録は14万2,000円から18万円となっている。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち平成6年2月から同年9月までを20万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、厚生年金保険料の控除及び納付をしたか否かについては不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情等が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成6年10月から9年1月までの期間については、申立人の所有する給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額以下であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成4年3月から5年3月までは53万円、5年4月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年12月1日まで
私は、平成3年10月からA株式会社にも給53万円の契約で入社した。しかし、ねんきん定期便の記録を確認すると、4年3月1日から5年12月1日までの標準報酬月額が20万円になっている。これは間違いであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA株式会社における平成4年3月1日から5年12月1日までの期間の標準報酬月額は、申立人は53万円と主張しているが、オンライン記録では、当初、4年3月1日から5年4月1日までは53万円、5年4月1日から同年10月1日までは26万円、同年10月1日から同年12月1日までは24万円と記録されているのが確認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月18日）より後の平成6年3月31日及び同年4月7日付けで、申立期間の標準報酬月額が20万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社における商業登記簿謄本の閉鎖謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではないことが確認できる。

さらに、同僚の一人は、「申立人は、常務として営業を担当していたが、経理には参画していない。社会保険については何の関与もない。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年3月から5年3月までは53万円、5年4月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年3月までの期間及び39年4月から44年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から38年3月まで
② 昭和39年4月から44年11月まで

私は、年金を受給できることになった時にA市役所から1か月分の未納期間があるので、未納分の年金は受給できないと聞いた。今回、ねんきん特別便でさらに多くの未納期間があつて驚いた。私は、昭和50年10月頃A市役所から特例納付の勧奨があり、市役所に相談に行ったら今なら未納分を全て遡って納付できると言われ、未納期間の保険料を全て納付した。後日納付済みの領収書を見せて未納が無いことを伝えたが、「年金額は既に確定しているので変わることは無い、領収書も不要です。」と言われたので、不本意であるが諦めて領収書も処分した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金に加入したときから国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立て当初は、申立期間②と一緒に第2回目の特例納付で保険料を納付したと主張していたものを国民年金の加入手続をした時から通常に納付してきたとの申述を変更したが、保険料をどのように納付したかなどを覚えていないなど、納付状況が不明である。

また、申立期間①については、オンライン記録によると、その夫の国民年金保険料も未納となっている。

2 申立期間②について、申立人は、昭和50年10月頃市役所から特例納

付の勸奨を受けたので夫婦二人の国民年金保険料約 10 万円を特例納付したと主張しているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、申立期間②直後の44年12月から50年3月までの保険料を50年10月13日に第2回目の特例納付及び免除期間の追納として夫婦二人分の保険料10万6,200円を納付した記録となっており、その額が申立人の主張する額におおむね一致することから、このことと申立期間②を混同している可能性が高いと考えられる。

また、申立人は、申立人が昭和50年10月頃に申立期間②の国民年金保険料も特例納付したと主張しているが、申立期間②についての夫婦二人分の特例納付保険料は、申立人の特例納付保険料6万1,200円、その夫の特例納付保険料5万3,100円であり、上記の納付済みの特例納付等の保険料を加えると、22万500円となり、申立人が主張する額と大差になる。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から同年12月まで

私は、会社を退職した後、自分で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。ねんきん特別便では、昭和50年4月から51年4月までの国民年金の納付が消えていたが、後日納付が判明し、また、59年4月から同年8月までの保険料も納付しており、間が抜け落ちていることは考えられず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後は、自分で国民年金の加入手続きを行って、国民年金保険料を納付しており、申立期間だけ納付していないはずはないとしているが、申立人は、納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されているところ、オンライン記録によると、申立人には国民年金手帳記号番号「*」と「*」の二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるが、昭和51年5月に国民年金被保険者の資格を喪失した後、59年4月に資格を取得した記録となっていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から同年12月まで

私が20歳になった昭和48年*月頃、両親が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。また、その加入後の私の国民年金保険料については、当時、自宅に集金に来ていたトナリ組の代表を通じて、両親が家族の分と一緒に納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和48年*月頃に、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間当時は、定期的に自宅に来ていた集金人を通じて、申立人の国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとするその両親は既に他界しており、証言を得ることができず、申立人は、国民年金加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで
私が平成5年4月にそれまで勤務していた会社を退職した際、母がA町役場（現在は、B市C支所）で私の国民年金の加入手続をしてくれた。また、申立期間の国民年金保険料は、母が自身の分と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が平成5年4月にそれまで勤務していた会社を退職した際、その母が、A町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、自身の分と一緒に国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人及びその母は、申立期間は保険料納付のために必要となる納付書が発行されなかったとしており、また、申立人の保険料の負担状況について、申立人は、その母に保険料を渡していなかったかもしれないとしており、その母は、当該保険料を負担していたかどうかについて記憶が明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録（1）では、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪年月日が職権により追加記載されていることが確認でき、A町の国民年金被保険者名簿においても、同様の追加記載が行われている上、オンライン記録では、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録が平成9年11月14日に追加訂正されていることから、当該期間はその結果生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、上述の平成9年11月14日時点では、申立期間は時効により国

民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年10月まで

私は、平成10年1月頃会社を退職し、同時期にA市役所（現在は、B市役所）で国民年金に加入し、保険料も同年2月から、C銀行で口座引落としにより納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月頃A市役所で国民年金に加入し、保険料は同年2月から銀行口座引落としにより納付したとしているが、申立人が当時取引をしていたC銀行D支店の申立人に係る預金取引明細表では、申立期間中に申立人の普通預金口座から保険料が引き落とされた記録は認められないことから、同期間に保険料の口座引落としは行われなかったものと推認される。

また、申立人の保険料口座引落としについての記憶は具体的でなく、保険料の納付状況が不明である。

なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 7 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 7 年 4 月まで
会社を退職した昭和 62 年 7 月頃、母が A 市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、保険料は信用金庫で納付していたと記憶しており、転居した B 市（現在は、C 市 D 区）でも信用金庫で保険料を納付した。滞納していた時には A 市でも B 市でも二人の職員が家に訪ねて来て集金していたことも覚えている。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 62 年 7 月頃、その母が A 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、A 市でも転居した B 市でも信用金庫で保険料を納付しており、滞納していた時には、A 市でも B 市でも二人の職員が家に訪ねて来て集金していたことも覚えているとしているが、国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその母は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない上、オンライン記録によると申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、父か母が納付していたと聞いているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父か母が申立人の国民年金の加入手続や保険料納付をしたとしているが、高齢であるその親から国民年金加入手続及び保険料納付状況についての具体的な証言は得られず、申立人も加入手続等に関する記憶が無く、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和63年1月頃に払い出されたと推認され、払出時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 42 年 5 月 21 日まで
平成 20 年 6 月頃に年金記録を確認した際、脱退手当金を受給した記録があった。脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 6 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 21 日から 31 年 5 月 20 日まで
② 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

年金事務所から、A株式会社、B株式会社及び株式会社Cでの勤務期間を対象に、昭和 34 年 11 月 25 日に脱退手当金を支給されたことになっていると知らされたが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、短期間のアルバイトであったB株式会社での期間を除く申立期間①のA株式会社及び申立期間②の株式会社Cでの勤務期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 8 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失した脱退手当金の受給資格のある者 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 人に脱退手当金の支給記録があり、9 人全員が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間とB株式会社での期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 34 年 11 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 24 日から 37 年 7 月 29 日まで
② 昭和 37 年 7 月 29 日から 38 年 11 月 5 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 6 日から 47 年 7 月 15 日まで

平成 20 年頃、社会保険事務所（当時）において、年金の手続をした際に、A 株式会社、株式会社 B 及び C 株式会社に勤務していた期間が脱退手当金を受給したことになるようになったが、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 10 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、C 株式会社を退職した後、社会保険事務所に相談に向き、その後、9 万円を受け取ったと供述しているが、申立期間を計算の基礎とした脱退手当金の支給額が 9 万 230 円であることから、申立人が受給したと記憶する金額とおおむね合致する。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 16 日から 54 年 8 月 16 日まで
昭和 52 年 6 月から 54 年 8 月まで、A 市 (現在は、B 市 C 区) D 町の E 株式会社に勤務していた。妻が 53 年に入院した際、健康保険証を使用した覚えがあるが、保険証は同社のものであったか、前職の F 組合から交付されたものであったかは分からない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間中に E 株式会社に勤務していた同僚は、「申立人が、G の製造現場で勤務していたことを覚えている。」と供述しており、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、複数の同僚が申立人の申立期間に、当該事業所には 30 人くらいの従業員が勤務していたと供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間には 15 人から 20 人の被保険者数が確認できるのみであることから、当該事業所では一部の従業員は厚生年金保険に加入させていない取扱いであったと推認される。

また、申立事業所は平成元年 12 月に解散していることが商業登記簿謄本から確認できる上、当時の事業主は所在が分からないため、当該事業所における申立人の勤務形態、厚生年金保険被保険者資格の届出の有無及び保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が見当たらない

上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除を示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで

Aにおける厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 3 月 1 日までとなっているが、実際は 36 年 10 月 1 日まで勤務した。記録の間違いについて平成 20 年及び 21 年に社会保険事務所（当時）に相談したが訂正されない。私が勤務していたことを確認できる証言者を探し出せたので改めて申し立てる。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもAに勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が証言者として挙げたAの事業主の妻は、同所において昭和 33 年 3 月 1 日から 45 年 5 月 31 日までの被保険者期間が存在する同僚であるが、申立人について「5か月の勤務ということはない。もっと長く勤務していた。」と供述しているものの、同事務所は平成 16 年頃に閉鎖し、事業主も既に亡くなっており、当時の関係資料も廃棄されていることから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、Aに係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に、申立人の申立期間における勤務状況や同事務所における厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、連絡の取れた同僚7人（うち1人は事業主の妻で、その供述は前述のとおりである。）のうち5人は、申立人のことを記憶していないとしており、また、別の同僚は、「名前が珍しいので申立人を覚えている。」としたものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入については

分からないとしている。

さらに、申立人は、国民年金の加入について「自分が知らないうちに姉が加入してくれていた。」と供述しているが、申立期間と一部重複する昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、Aに係る事業所別被保険者名簿における申立人は、同事務所が厚生年金保険の適用を受けた昭和 32 年 10 月 1 日に 8 人の同僚とともに資格を取得し、33 年 3 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、同被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無い。

その上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで

日本年金機構から連絡があり、平成 9 年 1 月から急に標準報酬月額が下がっていることを知った。平成 8 年 10 月頃から借り上げ社宅に入居したため、その際給与額に変化があったかもしれないが、9 年 1 月は変化があった覚えが無い。申立期間の標準報酬月額について本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、株式会社 A に係る申立人の標準報酬月額の記録は、平成 9 年 1 月 1 日に随時改定により 22 万円から 17 万円に減額していることが確認できる。

しかしながら、申立人の標準報酬月額については、遡って訂正しているなど、不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人に係る企業年金基金（B 基金）及び C 組合の標準報酬月額とオンライン記録は合致していることが確認できる。

さらに、事業所は申立人に係る賃金台帳等は保存していないとしていることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月 5 日から同年 9 月 10 日まで
② 昭和 28 年 10 月 8 日から 40 年 11 月 7 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 7 日から 41 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金支給済期間となっているが、受給した記憶は無いので、調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立てに係る厚生年金保険被保険者期間は、4つの事業所に係る被保険者期間であることが確認できるところ、申立人の脱退手当金については、当該事業所を管轄している各社会保険事務所（当時）で管理されていた厚生年金保険被保険者期間が漏れなく請求されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月21日から32年10月13日まで
② 昭和35年1月4日から同年8月1日まで
③ 昭和35年9月30日から36年11月24日まで

日本年金機構より、過去に勤務していた事業所の厚生年金保険が脱退手当金を受給した記録となっている旨のはがきが届いた。私はそのようなものを請求していないので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票等には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことから、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、昭和48年まで厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 23 日から 55 年 5 月 1 日まで

昭和 40 年 8 月頃に A 区 B 地にあった有限会社 C に入社し、55 年 4 月まで継続して勤務したが、年金記録を確認したところ、当該事業所の記録が無かった。当時、印鑑等は全て会社に預けており、事業主から年金加入等の説明を受けてはいなかったが、加入しているものとばかり思っていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区 B 地にあった有限会社 C に勤務していたと主張しているところ、商業登記簿謄本で確認することができた「有限会社 D」の所在地及び元代表取締役の氏名が申立人の供述と一致していること、同社の取締役（昭和 46 年 7 月 * 日就任）が、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたと供述していること、及び昭和 44 年 2 月 1 日から 54 年 8 月 31 日までの期間については申立人の同社における雇用保険加入記録が確認できることから、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人の供述と合致する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、有限会社 D の取締役は、「申立期間当時、同社は厚生年金保険には加入しておらず、従業員は各自で国民年金及び国民健康保険に加入していた。現在もその形態は変わっていない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、同社の代表取締役及び取締役は、いずれも国民年金の加入記録は確認できるが、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、有限会社Dの当時の代表取締役は既に死亡している上、申立人が氏名を挙げた同僚3人のうち、1人については、文書照会をしたが、回答を得ることができず、ほかの2人については、オンライン記録において、特定することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 13 日から 43 年 4 月 21 日まで
自宅にねんきん特別便が送られてきたので記録を確認すると、結婚後に約 3 年間勤めた株式会社 A の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給したことになっている。結婚前に勤務していた B 株式会社を退職する時は、事務員の方から厚生年金保険を脱退すると一時金が出ると言われたので、言われるとおりに脱退手当金を受給した記憶がある。しかし、申立事業所を退職する時は、何の説明も無く、受給したことは絶対に無い。私は、申立期間の脱退手当金を受給していないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている B 株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたことになっているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給記録のある者には全て「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無いことが確認でき、このほかに申立人が同社を退職した際に、受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していた事情がうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 7 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあがり、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給

したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 21 日から 38 年 1 月 1 日まで
オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、そのような制度があることも知らなかったし、まして脱退手当金を受け取った記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和38年4月10日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 5 日から 40 年 1 月 1 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、平成 5 年 3 月に A 株式会社を退職した後、脱退手当金支給後の被保険者期間で厚生年金保険の受給資格を満たせるよう、厚生年金保険第 4 種被保険者として任意加入しており、その時点において、申立期間に係る脱退手当金を受給していたことを認識していたと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 10 日まで

私は昭和 31 年 4 月 1 日から株式会社 A（現在は、B 株式会社）に勤務し、同年 6 月 10 日頃に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者の資格取得日が同年 6 月 10 日、資格喪失日が同年 8 月 6 日と記録されていた。既に同年 6 月下旬から別の会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、加入記録が 2 か月間、重複しているのはおかしいので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録では、申立人は昭和 31 年 6 月 10 日に株式会社 A に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 6 日に被保険者資格を喪失したものと記録されているにもかかわらず、同年 6 月 25 日に C 株式会社に係る被保険者資格を取得しており、申立人に係る同年 6 月及び同年 7 月の厚生年金保険の被保険者期間が重複していることは事務処理上不自然である。

しかしながら、B 株式会社が保管する厚生年金保険の被保険者資格記録においても申立人の資格取得日は昭和 31 年 6 月 10 日である上、申立人と同じ日に同社に係る被保険者資格を取得した者 5 人に照会を行ったところ、回答があった 4 人が、「自分は昭和 31 年 4 月に同社に新卒入社した。」と供述している上、そのうち 3 人は「当時は、入社後 3 か月程度の試用期間があり、その期間は社会保険に加入していなかった。」と供述していることから、同社では、4 月に定期採用された者については、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っていたわけではなかったものと推測される。

このことから、事業主は申立人の被保険者資格取得日を昭和 31 年 6 月 10 日として届け出、勤務期間である 2 か月間を被保険者期間とした上で、同年 8 月 6 日に資格を喪失させたことがうかがえる。

なお、同社総務部は、「申立人に関する入社日を特定する資料は無く、保険料の納付及び控除の時期等については不明である。」と供述しており、申立人に係る厚生年金保険の保険料の控除及び納付の時期について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 2 月 1 日から 14 年 9 月 30 日まで
② 平成 14 年 9 月 30 日から 20 年 7 月 1 日まで

株式会社A及び有限会社Bで勤務した申立期間について、給与は 30 万円程度あったにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人が所持する申立期間①に係る一部期間の給与明細書（平成 13 年 9 月分）に記載される給与支給額、申立期間②のC税務署が保管する平成 17 年分から 20 年分までの源泉徴収票及び申立人が保管する一部期間の給与明細書（16 年 6 月分、17 年 12 月分、18 年 1 月分から同年 12 月分まで、19 年 4 月分、同年 11 月分、20 年 2 月分及び同年 4 月分）により、申立期間①のうち、13 年 9 月、申立期間②のうち、16 年 6 月及び 17 年 1 月から 20 年 6 月までの給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていたことが認められる。

しかしながら、申立期間①については、平成 13 年 9 月分の給与明細書に記載される厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額である上、申立期間②について、前述の源泉徴収票及び申立人保管の給与明細書に記載されている社会保険料控除額及び厚生年金保険料額がオンライン記録上の標準報酬月額から計算された厚生年金保険、健康保険、介護保険及び雇用保険の保険料額とほぼ等しくなることから、株式会社 A 及び有限会社 B の事業主が平成 13 年 9 月及び 17 年 1 月から 20 年 6 月までの期間における申立人の給与からオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと認められる。

また、平成 16 年度から 19 年度の被保険者報酬月額算定基礎届において申立人の報酬月額は 10 万円、標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記載されていることから、有限会社 B は、申立人の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる。

なお、株式会社 A 及び有限会社 B は、関連会社であるが、商業登記簿によれば両社ともに平成 21 年に D 市に移転しており、事業活動を継続しているか不明である上、両社の事業主からは、事業主照会に対する回答が無く、申立人の標準報酬月額の設定の経緯について確認することができなかった。

このほかに、申立期間①のうち、平成 13 年 2 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 14 年 8 月までの期間、申立期間②のうち、14 年 9 月から 16 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料等はない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の処理において、遡って訂正されるなどの不自然な事務処理の形跡は見られない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月から 14 年 10 月まで
申立期間中は、A区B地の実家におり、近くの株式会社CのD店で勤務していた。月間に20日程度勤務し、給与も30万円程度あり、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Cが経営する「EのD店」においてパートタイマーとして勤務していたとしており、同社が提出した賃金台帳においても、平成12年4月から14年11月まで給与が支払われていることが確認できるから、当該期間に申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間において、株式会社Cは、「申立人はアルバイトであり、社会保険料の控除は行っていなかった。」と回答しており、同社が提出した賃金台帳においても厚生年金保険料の控除を行っていなかったことが確認できる。

また、株式会社Cが加入するF組合及びG基金に照会したところ、申立人の加入記録は確認できない上、申立人が申立期間当時、住所地としていたA区によれば、申立人は平成12年4月20日に国民健康保険の資格を取得し、14年11月2日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、株式会社Cに係るオンライン記録を確認したところ、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6130 (事案 2122 及び 4509 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月15日から32年8月20日まで
② 昭和36年9月26日から39年3月31日まで

ねんきん特別便で申立期間の記録が無いので、A社会保険事務所(当時)で申立期間の年金記録を確認したが、よく分からず、近所の社会保険労務士に依頼をすると、B所C工場に勤務した申立期間の脱退手当金を受給している記録になっていることを知らされた。私は脱退手当金をもらっていないので、D社会保険事務所(当時)まで出向き相談したが、相談相手は不誠実で、返事も曖昧でよく分からなかった。私は、脱退手当金制度があることを知らなかったし、受給したことも無いので申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

また、E地の社会保険事務所(当時)で、社会保険庁(当時)職員による年金の不正処理があったとする新聞記事が出ていた。私の二つの厚生年金保険の記録が、2か月以内に消えているのはおかしい。着服された可能性もあると思われるので、支給の件についても納得できない。よく調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間①及び②に係るものの2回にわたり支給されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難いこと、ii)申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿を調査したところ、申立期間前後に勤務していた女性16人のうち、同社退職後に脱退手当金の受給資格のある6人は全て脱退手当金支給記録がある上、資格喪失後4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると申立人の脱退手当金についてはその委任に基づき事業主により代理請求されたものと考えられること、iii)申立人は申立期間の事業所

に二度勤務しながら厚生年金保険被保険者記号番号がそれぞれ別であることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然であること、iv) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給された記録が残されており、支給金額及び支給決定日もオンライン記録と一致するとともに支給決定額も法定支給額と一致しており、一連の事務処理には不自然さはないことができないことから、既に平成 21 年 12 月 4 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は従来の主張のほか、新たな事情として、申立期間②と同じ期間について申立人の夫の B 所での厚生年金保険被保険者期間が発見され年金として支給されたから、自身の記録についても年金として認めてほしい旨、再度申立てを行ったところであるが、当該事情は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難い上、このほかに、新たな資料や情報は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に平成 22 年 11 月 4 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は従来の主張のほか、更なる新たな事情として、E 地の社会保険事務所において社会保険庁職員による年金納付の不正処理があったとする新聞記事があったので、申立人の脱退手当金も着服された可能性があることを理由として、再度申立てを行ったところであるが、当該不正処理は国民年金保険料の未納記録に係る不正処理であることから、申立内容に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで

日本年金機構の記録では、A株式会社の厚生年金保険の被保険者期間は、同社に再就職後勤務した3か月のみであった。昭和34年5月1日からB業務の正社員として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたと申し立てており、文書回答のあった3人のうち1人の同僚は、「申立人をよく覚えており、期間の特定はできないものの申立期間に当該事業所に勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和35年3月1日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

また、当時の事業主は、既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、文書回答のあったほかの二人の同僚のうち一人は、「申立人が勤務していたことは記憶にあるが、期間は不明。」としている上、ほかの一人は、「50年以上前のことであり、不明。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6132 (事案 1441 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 26 日まで

私は、株式会社AのB支店の販売員として、昭和 33 年 12 月から 41 年 8 月 31 日まで勤めて退職した時、その期間の脱退手当金を受給したことは覚えているが、42 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 25 日までの二度目の同社勤務は、C部門のパートで入社したので、この期間は厚生年金保険に加入していたとは今まで知らなかったし、まして脱退手当金を請求するはずがない。年金記録では、申立期間が脱退手当金を受領したことになっているが、私は脱退手当金を請求も受領もしていない。申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が株式会社AのB支店において勤務した二度の被保険者期間を合算した一括で支給決定されている上、支給金額も両方の期間を合算した 107 か月分で計算されており、法定支給額と一致していること、及び申立人が所持している当時の厚生年金保険被保険者証及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金支給を示す表示があることなど、一連の事務処理に不自然さは認められないことなどから、既に平成 21 年 9 月 3 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、一度目の株式会社AのB支店の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金の受給は認めている一方で、二度目の期間は、パートで入社しており、今まで厚生年金保険に加入していたとは知らなかったので脱退手当金を請求するはずはないと主張しているところ、同社に係る二度の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票(2期間分)には、いずれ

も脱退手当金の支給決定日直前の処理日と考えられる昭和 45 年 9 月 2 日の日付が記載されている上、二度目の健康保険厚生年金保険被保険者原票には厚生年金保険の資格取得に付随して交付されていた健康保険被保険者証の返納日まで確認できることから、申立人の主張には正確性を欠くところがあると判断される。

また、申立人は従来主張のほか、新たな事情として、一度目の株式会社 A の B 支店の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を一度目の退職後に受給したと複数の同僚らが記憶していることを挙げているが、当該同僚らからは申立人の主張を確定できる供述は得られず、このほかに、新たな資料や情報等、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。